



2024年6月14日、外国人労働者の技能実習制度に代わり、新たに**育成就労制度**を設けることを柱とする改正出入国管理法などが、参議院本会議で賛成多数で可決・成立しました。外国人を不正に雇う「不法就労助長罪」の罰則強化なども盛り込まれています。

30年以上技能労働者の受入れ制度の中核だった「技能実習制度」から**特定技能制度**及び**育成就労制度**での受入れ体制へ移行していくことになりますが、**人手不足を解消するために、実態に即しながら外国人材確保に向けて制度を転換するものと考えられます**。「育成就労制度」は、制度の枠組みは技能実習制度と共通しますが、**内容は変更されている点が多く、外国人の受け入れ対象分野や転職についてなど、企業における外国人雇用の状況も大きく変化するでしょう**。

2027年までに施行されますが、技能実習法の法律名は、「**外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律**」（**育成就労法**）に改められました。また、入管難民法の改正には、外国人に対する永住許可の取り消しに関する規定も含まれています。

今後は主務省令による「**内容**」の具体化に注目していきましょう。

## ■ 育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正（2025年4月1日施行）

2025年4月1日から段階的に施行となります。

- 1 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充（施行期日：2025年4月1日）  
ただし以下は施行日：2024年6月1日～2025年11月31日以内において政令で定める日  
・3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関する、当該措置の個別の周知・意向確認の義務  
・妊娠・出産の申出時、子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮の義務
- 2 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化（施行期日：2025年4月1日）  
ただし、以下は施行日：2024年5月31日  
・次世代育成支援対策推進法の有効期限を2035年（令和17年）3月31日まで、10年間延長
- 3 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等（施行期日：2025年4月1日）

### ◆ 雇用保険の育児関連給付金創設／改正子ども・子育て支援法等が成立

2024年通常国会で、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立（2024年6月12日公布、順次施行）しました。人事労務関連業務への影響として、改正雇用保険法が盛り込まれています。改正法成立に伴い、**両親ともに育児休業を取得した場合に支給する「出生後休業支援給付」**および**育児期に時短勤務を行った場合に支給する「育児時短就業給付」**が創設されることになります。

また、**子ども・子育て支援金制度の創設**に伴い、医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとなります。

#### 育児休業給付の給付率引上げ

##### 【現状】

休業開始から通算180日までは賃金の67%（手取りで8割相当）、180日経過後は50%が支給

##### 【見直し内容】

男性は**子の出生後8週間以内**、女性は**産後休業後8週間以内**に、**被保険者とその配偶者の両方が14日以上**の育児休業を取得した場合

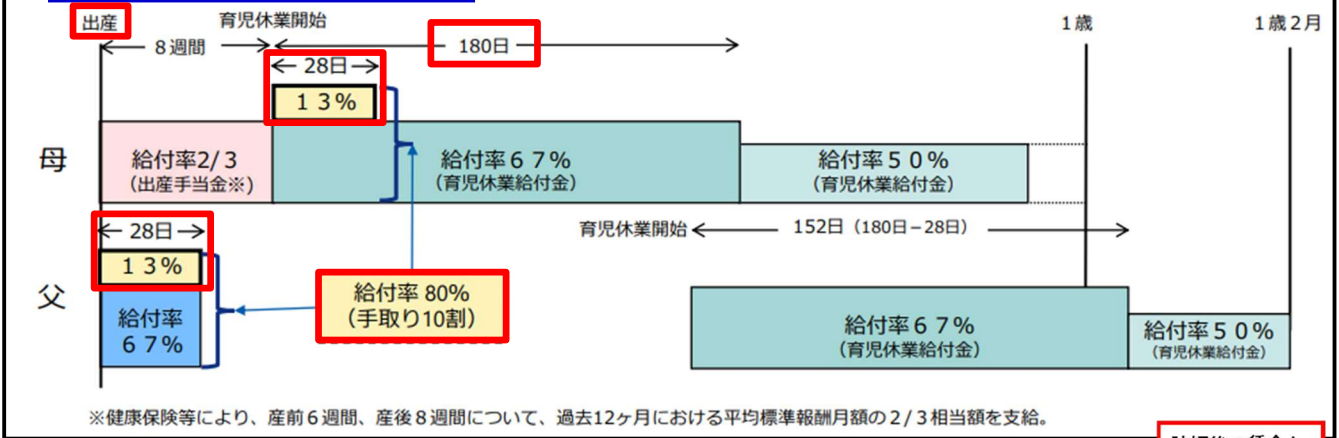
⇒ **最大28日間**、**休業開始前賃金の13%相当額を給付** **出生後休業支援給付**  
**育児休業給付とあわせて給付率80%（手取りで10割相当）へと引き上げ支給**

（※ 配偶者が専業主婦（夫）の場合や、ひとり親家庭の場合などには、  
配偶者の育児休業の取得を求めずに給付率を引き上げる。）

<財源>子ども・子育て支援金を充当

<施行期日>2025（令和7）年4月1日

## ○育児休業給付の給付イメージ



## 育児時短就業給付の創設

### 【現状】

育児のための短時間勤務制度を選択し、賃金が低下した労働者に対して給付する制度はない。

### 【見直し内容】

被保険者が、2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合の新たな給付として、

⇒ **育児時短就業給付** を創設

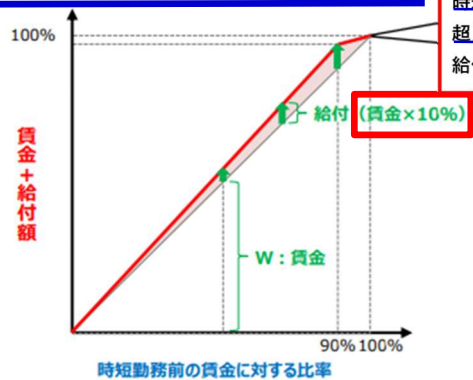
**給付率：時短勤務中に支払われた賃金額の10%**

※休業 < 時短勤務 < 従前の所定労働時間で勤務することを推進としている。

<財源>子ども・子育て支援金を充当

<施行期日>2025（令和7）年4月1日

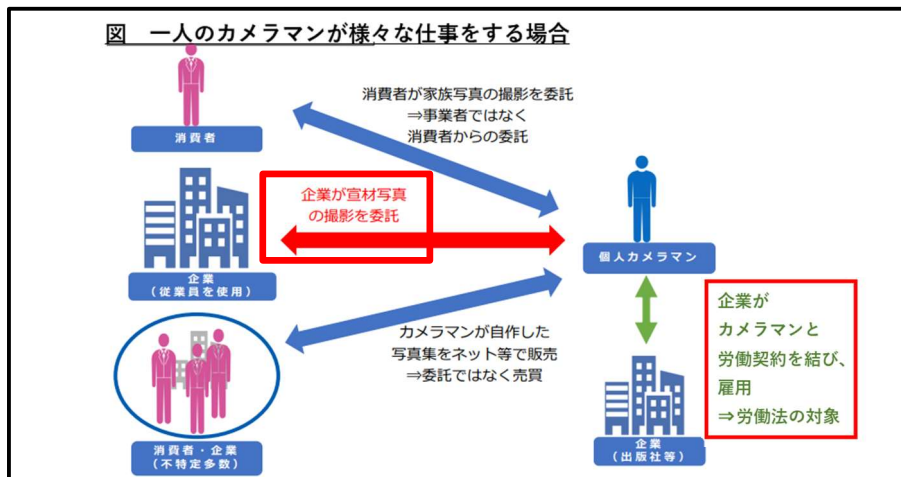
## ○育児時短就業給付の給付イメージ



時短後の賃金と給付額の合計が時短前の賃金を超えないように給付率を調整

## ■ フリーランス・事業者間取引適正化等法（2024年11月1日施行）

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」の施行日が決定し、本法律の説明資料が公開されました。この法律が対象としているのは、フリーランスの中でも企業相手にBtoBで仕事をしている「**特定受託事業者**」の取引です。**発注者（特定業務委託事業者）に対してさまざまな義務や禁止行為を課す内容の法律**であるため、取引先が個人消費者である場合はこの法律は適用されません。特定受託事業者には、個人事業主はもちろん、法人成りしているフリーランス、**仲介事業者**（自らが発注者として業務委託（再委託）の実態が認められる）も含まれます。



## 社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP 丸の内線 7F

TEL : 03-3349-8370

TEL : 052-589-8753

